

<申請手続き案内>

被災地(災害救助法適用地域)の入学者に対する経済支援制度について

(2027 年 4 月入学者対象)

このたびの「台風第 25 号」により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

神田外語学院では、被災地(災害救助法適用地域)に係る入学者を対象とした経済支援(入学金返還および学費減免・延納)制度を設けております。該当する方は、下記のとおり申請手続きを行ってください。所定の申請書類に基づき審査のうえ制度の適用を決定します。

1. 申請資格

2027 年 4 月に学院の正規課程に入学する方(再入学を含む)で次の①②のいずれかに該当する方

①入学者の学費支弁者が入学者の入学日前日から遡って1年以内に発生した自然災害等に係る災害救助法適用地域において被災し、学費支弁者が死亡若しくは行方不明になられた方又はその主たる居住する住居が全壊(焼)、半壊(焼)若しくは一部損壊(焼)された方で、経済支援を必要とされている方

②入学者本人が独立生計を営む方であり、入学日前日から遡って1年以内に発生した自然災害等に係る災害救助法適用地域において被災し、主たる居住する住居が全壊(焼)、半壊(焼)若しくは一部損壊(焼)した方で、経済支援を必要とされている方

※全壊(焼)、半壊(焼)、一部損壊(焼)等の損壊状況は罹災証明書によって認定します。

2. 経済支援制度の内容

区分	被災内容	入学金	授業料
1	学費支弁者の死亡	全額を限度として返還	2 分の 1 を限度額として免除
2	学費支弁者の行方不明	全額を限度として返還	2 分の 1 を限度額として免除
3	家屋の全壊(焼)	全額を限度として返還	2 分の 1 を限度額として免除
4	家屋の半壊(焼)	2 分の 1 を限度として返還	4 分の 1 を限度額として免除
5	家屋の一部損壊(焼)	4 分の 1 を限度として返還	納入期限延期を認める
6	その他	学費支弁者の被害状況が区分1, 2以外の場合にも、学院が必要と判断する場合には、慣行に徴した水準で学費等の免除を認める事がある	

3. 支援期間

入学年次の1年間

4. 入学金返還・学費減免方法、減免・延納時期

①入学金の返還

被災状況により、入学手続き時に納入された入学金の全額、2 分の 1 又は 4 分の 1 の金額を返金します(2027 年 6 月下旬指定の口座に返金予定)。

②入学年次の学費の減免

被災状況により、入学年次分納 2 回目(送付時期:2027 年 6 月下旬)の学費請求金額から年間授業料の 2 分の 1 又は 4 分の 1 の金額を差し引いた金額を請求します。

※入学時に初年度学費等納入金を全納されている方は、年間授業料の 2 分の 1、または 4 分の 1 の金額を返金します(2027 年 6 月下旬指定の口座に返金予定)。

③授業料納入期限の延期

入学年次分納 2 回目(納入期限:2027 年 8 月末)の学費納入期限を 2028 年 2 月 11 日(金)まで延期します。

5. 申請方法・申請期間・提出先(郵送先)

申請方法:所定の申請期間に以下の提出先まで別項 6 の申請書類を簡易書留郵便・速達で提出(郵送)してください。

※封筒表面左下部分に「特別措置申請」と大きく朱書きしてください

申請期間:2027 年 4 月 1 日(木)~2027 年 4 月 9 日(金)必着

提出先(郵送先):〒101-8525 東京都千代田区内神田 2-13-13 神田外語学院アドミッション&コミュニケーション部

6. 必要な申請書類

以下の①~⑤の書類を提出してください。

※審査の過程で追加書類を求める場合があります。

※③、④については対象の方のみ提出してください。

①「被災地(災害救助法適用地域)の入学者に対する学費減免・延納申請書」(学院所定書式)

②市区町村発行の罹災証明書【マイナンバーが記されていないもの】(コピー可)

③市町村発行の戸籍抄本

※学費支弁者が被災により死亡した場合のみ提出してください。

④被災により行方不明となったことが確認できる書類

※学費支弁者が被災により行方不明になった場合のみ提出してください。

⑤入学手続納入金領収書(コピー可)

7. 審査結果通知

提出書類受領後、審査のうえ、結果を文書にてお知らせいたします。

2027年5月10日(月)発送予定

8. 注意事項

- ①本制度は入学後に経済支援を行うものです。入学手続については、各入試の所定の日時までに完了する必要があります。
- ②本制度でいう学費とは授業料(2年制学科 1,040,000 円、但しグローバルゲートウェイ科 海外大学留学コース 1,140,000 円、1年制学科 海外大学留学科 1,140,000 円)を指します。
- ③入学年次の途中で休学・退学する場合には、経済支援額が変更となります。
- ④本制度の適用は、所定の申請書類に基づき審査のうえ決定します。
- ⑤申請期限までに所定の書類が提出できない場合や、提出書類の記載内容に不備・誤りがある場合は本制度の対象とはいたしません。
- ⑥提出いただいた申請書、罹災証明書の申請書類は返却しません。
- ⑦本制度の申請のために提出された書類に記載されている個人情報、本制度の業務およびその関連業務のみに限り利用するものであり、その他の目的に使用することはありません。
- ⑧本制度の支援内容は、災害の規模や状況により変更が生じる場合があります。

9. 問い合わせ先

【本制度について】

神田外語学院 アドミッション&コミュニケーション部

Tel. 0120-815-864(月～金 9:00～17:30 ※祝日・休校日を除く)